

<相談窓口>

☎ 就学に関する相談や学校見学について

お住まいの市町村の教育委員会へお問い合わせください。

☎ 特別支援学校の学校見学について

就学相談の前に学校見学を希望する場合は各学校へお問い合わせください。

○県立特別支援学校一覧（令和5年4月現在）

視覚	山形盲学校	023-672-4116	知的	新庄養護学校	0233-22-3042
聴覚	山形聾学校	023-688-2316	知的	米沢養護学校	0238-38-6101
肢体	ゆきわり養護学校	023-673-5023	知的	// やまなみ学園分教室※1◆	0238-88-9118
病弱	山形養護学校	023-684-5722	知的	// 長井校◇	0238-88-5277
知的	村山特別支援学校	023-688-2995	知的	// 西置賜校☆	0238-84-5520
知的	// 山形校◇	023-625-1006	知的	鶴岡養護学校	0235-24-5995
知的	// 天童校◇	023-651-1612	病弱	// おひさま分教室※2◆	0235-25-2240
知的	楯岡特別支援学校	0237-55-2994	知的	鶴岡高等養護学校★	0235-22-0581
知的	// 寒河江校◇	0237-83-2955	聴覚	酒田特別支援学校	聴覚 0234-34-2019
知的	// 大江校☆	0237-85-0722	知的		知的 0234-34-2026
知的	上山高等養護学校★	023-672-3936			

※1 やまなみ学園分教室は、やまなみ学園に入所しているお子さんを対象としています。

※2 おひさま分教室は、こころの医療センターに入院しているお子さんを対象としています。

※3 ◇…小学部のみ設置、◆…小学部、中学部のみ設置、☆…中学部、高等部のみ設置、★…高等部のみ設置の学校です。



保護者の皆様へ

お子さんのよりよい就学にむけて



<お子さんの支援をつなぐために>

教育相談では、お子さんに関する情報を関係者と共有するためのツールとして、「個別の教育支援計画」、
「やまがたサポートファイル」が活用できます。

*「個別の教育支援計画」

幼稚園、保育所、学校などで本人・保護者と一緒に作成するものです。お子さんの様子、支援の状況、成育歴
や相談歴などお子さんに関する事項について、福祉、医療、労働等関係者で情報共有するツールです。就学前
から高等学校卒業まで、作成・活用します。

*「やまがたサポートファイル」（山形県健康福祉部障がい福祉課）

保護者の方がお子さんの成長や発達について記録し、お子さんの
ことをよく知る手掛かりとするものです。様々な相談をするときに、
説明するツールになります。

やまがたサポートファイル
（山形県ホームページ）



特別支援教育に関する情報は、山形県のホームページをご覧ください。

- 「山形県の特別支援教育」
- 「通級による指導」について
- 「個別の教育支援計画」の作成と活用
- 県立高等学校における特別支援教育 など

特別支援教育について
（山形県ホームページ）



このリーフレットのお問い合わせ

山形県教育庁特別支援教育課 山形市松波2丁目8番1号 TEL 023-630-2867



このリーフレットは、
保護者の方が安心してお子さんの就学を迎えられるように、作成しました。
就学にむけた相談の際に活用ください。

令和4年3月
（令和5年4月改訂版）
山形県教育委員会

お子さんのもつ力を最大限伸ばすことのできる 教育の場を考えましょう

お子さんにとって必要な教育は何か、その教育が受けられる就学先はどこかについて考えることは、とても大切です。学習内容が分かり、活動の中で達成感を持ちながら生きる力を身に付けていくための教育の場について、本人及び保護者、市町村教育委員会、学校が十分に話し合い、合意形成していくことが重要になります。

<特別支援教育における多様な学びの場>

小・中学校、義務教育学校

① 通常の学級

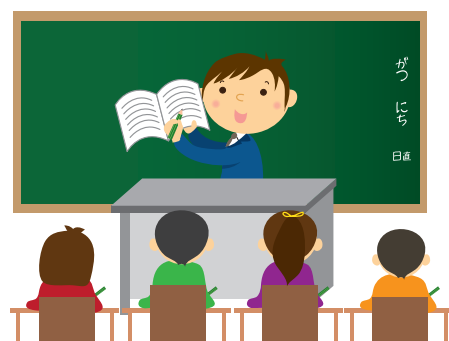
お子さんの様子、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら学びます。

通級による指導

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導（自立活動）を特別な場（通級指導教室）で行うものです。

言語障がい、LD等（学習障がい、注意欠陥多動障がい、自閉症等）に対応した教室があります。

※通級指導教室の設置は、各市町村の状況によります。
詳しくは市町村教育委員会へお問い合わせください。



② 特別支援学級

障がいの状態が比較的軽度のお子さんを対象としています。

弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの学級があります。一人一人の障がいの状態に応じた指導を受けながら学びます。

学校行事や学年・学級活動など、通常の学級の子どもたちと一緒に活動もあります。教科等によっては通常の学級で学習することもあります（交流及び共同学習）。

特別支援学校

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校があり、一人一人の障がいの状態に応じたきめ細やかな指導を受けながら学びます。

特別支援学校には、小学部、中学部、高等部があり、幼稚部や専攻科を設置している学校もあります。

近隣の学校や居住地域の学校の子どもたちとの交流学習も実施されています（交流及び共同学習）。



県内の特別支援教育や県立特別支援学校の一覧は、
山形県のホームページ「山形県の特別支援教育」に記載しています。

特別支援教育について
（山形県ホームページ）



Q どのような観点で就学先を検討すればよいのでしょうか？

お子さんに必要な教育が十分に受けられる教育の場を考えましょう。学習内容が分かり、学習活動の中で達成感や充実感を味わえることが重要です。

検討する際は、お子さんの「教育的ニーズ」を次の3つの観点で整理しましょう。

①障がいの状態等 ②必要な指導（自立活動の指導内容） ③合理的配慮を含む必要な支援

学習の内容や支援の方法がお子さんに合っているか、将来の自立にむけた力を身に付けられる場であるか、学校見学や体験入学などで確かめるとともに、市町村教育委員会とじっくり相談していきましょう。



<就学先決定までのスケジュール>

就学先決定にあたっては、事前に市町村教育委員会が、本人・保護者への十分な情報提供と意見の聞き取りをします。また、「教育支援委員会」※等を開催しての専門家の意見を聞き、それらの情報をもとに、本人・保護者、学校との合意形成を図り、最終的に市町村教育委員会が就学先（小・中学校または特別支援学校）を決定します。

この図は、おおよその流れです。時期や手順は市町村によって異なります。

が、保護者の方に関わる部分です。



就学の前年度
4月頃

1月31日まで

4月1日

市町村教育委員会による教育相談

○就学に関するガイダンス・相談

（市町村教育委員会→本人・保護者）

お子さんの就学先について相談をします。就学先決定まで継続して行われます。

（説明・相談内容）

- ・就学先を決定する仕組みやスケジュールの説明
- ・適切な就学先についての情報提供
- ・本人の教育的ニーズの把握
- ・本人・保護者の意見の聴き取り など

○小・中学校・特別支援学校の学校見学等

各学校の教育環境や学習の様子を見学することができます。

○特別支援学校の教育相談

県立特別支援学校へ就学の場合は、県立特別支援学校で就学に係る教育相談を受けます。

○専門家からの

意見聴取

（教育支援委員会※）

市町村教育委員会が医療や教育等の専門家から意見を聞き、お子さんにとって最適な学びの場について話し合います。

（検討する内容）

- ・障がいの状態等
- ・必要な指導
- ・教育上必要な支援の内容
- ・地域における教育体制の整備状況
- ・本人及び保護者の意見
- ・専門家の意見
- ・その他の事情 など

市町村教育委員会による総合的な判断

合意形成と就学先決定（市町村教育委員会）

小・中学校等
通常の学級、通級による指導、特別支援学級

入学説明会（各学校）

入学

特別支援学校

10/31まで学齢簿が作成され、11/30までに就学児健康診断が行われます。

※「教育支援委員会」…就学先の審議・判断のために市町村教育委員会が組織する専門機関のこと。

Q いつ、どこへ相談したらいいですか？

就学に不安や心配がある場合は、就学の前年度を待たず、早い段階からお住まいの市町村教育委員会に相談してください。十分な話し合いが、お子さんのもつ力を最大限に伸ばすことのできる就学先の決定につながります。

学校見学、相談は早い段階から対応できます。市町村教育委員会では、保健・福祉部局等と連携して早期から相談を開始できるよう努めています。保護者の方からも市町村教育委員会へ早めの相談をお願いします。

医療的ケアを必要とするお子さんは、年中児になる頃までに、市町村教育委員会へ連絡、相談をお願いします。看護師の配置や校内体制を検討・整備する必要があるためです。



Q 入学後に学級や学校を変更することはできますか？

入学後も、お子さんが十分な教育を受けることができるよう、障がいの状態の変化、育ちの様子から、その時点で最も適した教育の場について、継続して在籍する学校等と話し合いをしていきます。その結果、必要な場合は、特別支援学級から通常の学級へ、特別支援学校から小・中学校へ、小・中学校から特別支援学校へ転籍・転校、または通級による指導の開始などが考えられます。

学校や学びの場の見直しにおいても、本人及び保護者、市町村教育委員会、学校の間で合意形成が図られた後、最終的に市町村教育委員会が決定します。